

第25回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年9月24日
 告示番号 第9号
 会議年月日 令和2年9月28日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第25回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時30分

議 長	本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第25回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	なお、5番 鈴木 勝 委員より欠席の届け出がありました。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布してある事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、お目通しを願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に4番 千葉 綾雄 委員、6番 佐藤 徹 委員を指名いたします。
議 長	書記には、藤原補佐、阿部主任主事を指名いたします。 議案審議に入ります。
局 長	「報告第57号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。 報告第57号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを

報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和2年9月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第19号までの19件、20名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第57号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第57号の質疑を終わります。

次に、「報告第58号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第58号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第10号までの10件、11筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が

議

長

9件、農業用施設の整備が1件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第58号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

なければ、報告第58号の質疑を終わります。

議

長

次に、「議案第184号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局

長

議案第184号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請3件でございます。

第1号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第2号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第3号は、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、花泉地域に係る申請1件でございます。

第4号は、譲受人が以前より管理していた農地であり、今後、周辺の自作地とともに耕作管理をするため贈与により取得しようとするものです。

次に、大東地域に係る申請3件でございます。

第5号は、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が贈与により取得しようとするものです。

第6号及び第7号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間はそれぞれ記載のとおり令和7年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりです。

最後に、藤沢地域に係る申請4件でございます。

第8号と第9号は、それぞれ譲渡人と譲受人は親子であり、後継者として譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第10号は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理が難しいた

め、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第11号は、譲渡人が譲渡し先を探していたところ、譲受人が自宅そばの農地であることから、買受けを申し出したもので、売買金額は記載のとおりです。

以上、11件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第184号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

6番
佐藤 徹 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条、一関地域の現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和2年9月14日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 佐々木 守美 委員、阿部 栄男 委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主事。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

18番
佐藤 多賀幸 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、花泉地域の農地法第3条現地調査報告をさせていただきます。

現地調査日は令和2年9月11日、金曜日、現地調査員、私 農業委員の佐藤と、農地利用最適化推進委員の及川 善喜 委員、千葉 浩昭 委員、支所職員は後藤主任、三浦主査。

第4号は、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等によりまして調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

11番
石川 誠司 委員

それでは、大東地域の報告をいたします。
農地法第3条現地調査報告、大東地域。

現地調査日は令和2年9月11日、金曜日、午後1時15分より、
現地調査員として農業委員 鈴木 勝 委員、私 石川、農地利用最
適化推進委員 佐藤 正夫 委員、支所職員 小野寺産業建設課主
事。

第5号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いず
れも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから
問題はないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

10番
佐藤 和威治 委員

農地法第3条現地調査報告、藤沢地域について行います。

現地調査日、令和2年9月11日、午前9時より、現地調査員は
本員と農地利用最適化推進委員 菅原、佐藤両委員、支所職員 佐
藤産業建設課主事。

第8号から第11号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書
のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、
いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないこと
から問題ないものと思われます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第184号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に
対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手全員です。

よって、「議案第184号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第185号 農地法第4条第1項の規定による許可
申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐

局長補佐より説明いたさせます。

議案第185号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、千厩地域の1件でございます。

第1号は、申請人が自家用の車庫を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第185号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、担当委員の方から現地調査の結果の説明をお願いいたします。

24番

千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千田 幹雄 委員

千厩地域の農地法第4条現地調査報告を行います。

調査日は令和2年9月11日、午前9時30分より、調査員は農業委員が私 千田、農地利用最適化推進委員が千葉、小野寺の兩名、事務局職員は阿部主任主事、支所職員が熊谷産業建設課主査。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

申請人が車庫を建設する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。

議長

ありがとうございました。

以上で現地調査の報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第185号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長
議 長
局 長 補 佐

挙手満場です。

よって、「議案第185号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第186号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

議案第186号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請8件でございます。

第1号は、借受人が発生土処理場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が自家用駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用に問題はないものと考えます。

第4号は、譲受人が住宅展示場を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第6号及び第7号は、借受人が発生土処理場として利用するために一時転用申請するものです。

農用地区域内の農地ですが、例外規定により3年以内の一時転用が可とされております。

第8号は、譲受人が宅地分譲8区画を整備するために転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存

議 長

6 番
佐藤 徹 委員

在する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、千厩地域に係る申請2件でございます。

第9号及び第10号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、川崎地域に係る申請1件でございます。

第11号は、譲受人が自営の用に供する資材置場を整備するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、11件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第186号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての説明をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、農地法第5条、一関地域の現地調査報告をいたします。

現地調査日、調査員は3条と同様でございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第1号、申請人が自社で請け負う下水道工事等に伴う発生土の処分場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第2号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第3号、申請人が自家用駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第4号、申請人が住宅展示場を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第5号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併

浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第6号、第7号、申請人が自社で請け負うガス工事等に伴う発生土の処分場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第8号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

24番

千厩地域の現地報告を行います。

千田 幹雄 委員

調査日、調査員につきましては、第4条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思いま

す。
第10号、申請人が太陽光発電設備を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。
以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

15番

農地法第5条現地調査報告書、川崎地域。

遠藤 勝幸 委員

現地調査日、令和2年9月11日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員は農業委員が私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小野寺、今野両委員、支所職員 坂本産業建設課課長補佐。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第11号、申請人が自営の用に供する資材置き場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

以上です。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p>
11番 石川 誠司 委員	<p>5条の第1号と第7号に発生土処理場とありますが、どのような処理をするのですか。</p> <p>仮置き場とは違うのでしょうか。</p>
局 長 補 佐	<p>お見込みのとおり、工事により発生した土を置く場所でございますが、砂利等を取り除き営農ができる状態の土を盛り土地を嵩上げします。</p> <p>工事終了後には表土を戻し、営農を再開できる状況にいたします。</p>
11番 石川 誠司 委員	<p>それでは、盛り土も含むわけですね。</p>
局 長 補 佐	<p>おっしゃるとおり、盛り土も含んでおります。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 長	<p>なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第186号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場です。</p>
議 長	<p>よって、「議案第186号」を許可相当と決します。</p>
局 長 補 佐	<p>次に、「議案第187号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>議案第187号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>最初に、一関地域に係る申請1件でございます。</p> <p>第1号は、平成30年7月23日付けで、ガス工事に伴う発生土処理場として利用するために一時転用許可を受けていたものを、工事の進捗に伴い隣接農地を新たな発生土処理場として利用するため、作業通路及び発生土仮置き場が必要となり、計画変更申請す</p>

るものでございます。

次に、花泉地域に係る申請1件でございます。

第2号は、平成2年10月8日付けで自己住宅を建築するために転用許可を受けていましたが、生活の拠点が変更となったことにより住宅が建築できなかった土地について、別の者に譲渡のうえ住宅を建築するため、計画変更申請するものでございます。

以上、2件につきましては計画変更がやむを得ないものと判断されるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第187号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第187号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場です。

よって、「議案第187号」を許可相当と決します。

次に、「議案第188号 買受適格証明願に対する可否につて」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 議案第188号 買受適格証明願に対する可否についての議案内容についてご説明いたします。

「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」による買受適格証明願の提出があったので、可否の決定を求めるものです。

併せて、当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受申出人となり、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を提出したときは、許可することとしてよいか議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、花泉地域に係る1件です。

今回の買受適格証明願は、令和2年8月7日に盛岡地方裁判所一関支部において競売公告された差押財産の買受けに係るものです。

入札期間等は記載のとおりです。

競売対象の土地についての所在地番、地目、面積、買受適格証明願出人は記載のとおりであり、経営規模拡大のため農地を取得しようとするものです。

なお、効率的な利用や周辺農地への影響、面的利用の分断など農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第188号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第188号 買受適格証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場です。

よって、「議案第188号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第189号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 議案第189号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、所有権移転が3件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が1件です。

初めに所有権移転ですが、第1号から、第3号までの3件は、花泉地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

一括方式は、本年度から導入された制度で、農地中間管理機構を通じた貸借について、従来は市町村の集積計画と機構の配分計画が必要であったものを、出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、市町村の集積計画のみで手続きが完了する仕組みになります。

第1号は、室根地域に係る申請です。

		以上、各申請の詳細については記載のとおりです。
		また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第189号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第189号 一関市農用地利用集積計画の決定について」
		を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第189号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第190号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第190号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。
		一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。
		本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。
		第1号は、川崎地域に係る申請です。
		以上、申請の内容については記載のとおりです。
		また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましても、書類等確認の結果、十分満たしております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第190号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第190号 農用地利用配分計画案に係る意見について」

		を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。
議	長	よって、「議案第190号」を可と決します。
		次に、「議案第191号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第191号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否について決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は2件で、一関地域1件、川崎地域1件です。
		いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第191号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。
		まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。
6 番		農地法適用外、一関地域の現地調査の報告をいたします。
佐藤 徹 委員		現地調査日、現地調査員は先に報告いたしました3条、5条と同様でございますので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第1号、申請地はいずれも、平成3年頃から耕作管理ができず山林化しており、既に農地性は失われております。
		以上でございます。
議	長	ありがとうございました。
		次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。
15番		農地法適用外現地調査、川崎地域を報告します。
遠藤 勝幸 委員		現地調査日、調査員は5条と同じです。割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

議

長

第2号、申請地は平成12年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われておりました。

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議

長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第191号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

挙手満場です。

よって、「議案第191号」を可と決します。

議

長

以上で議案審議が終了いたしました。

第25回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時23分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員